

香川県条例第11号

香川県使用料、手数料条例等の一部を改正する条例

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

第1条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定試験機関等への納付等)</p> <p>第4条 略</p>	<p>(指定試験機関等への納付等)</p> <p>第4条 別表第2の左欄に掲げる試験等の実施に関する事務を知事が行わせることとした者（以下「指定試験機関等」という。）が行う試験等を受けようとする者等は、同表の右欄に定める手数料を指定試験機関等に納めなければならない。</p> <p>2 前項の規定により指定試験機関等に納められた手数料は、当該指定試験機関等の収入とする。</p>

別表第2（第4条関係）

試験等	手数料
1～5 略	
6 高圧ガス保安法第31条第1項の製造保安責任者試験 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	1件につき9,300円。ただし、 <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u> （平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあっては、1件につき8,800円

別表第2（第4条関係）

試験等	手数料
1～5 略	
6 高圧ガス保安法第31条第1項の製造保安責任者試験 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	1件につき9,300円。ただし、 <u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u> （平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあっては、1件につき8,800円

略

7~15 略

略

7~15 略

(香川県税条例の一部改正)

第2条 香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(環境性能割の納付の方法) 第86条の5 略	(環境性能割の納付の方法) 第86条の5 環境性能割の納税義務者が法第160条第1項又は第161条の規定により環境性能割額を納付する場合（法第170条の規定により当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。次項において同じ。）には、これらの規定による申告書又は修正申告書に当該環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。次項において同じ。）に相当する金額を証紙代金収納計器で表示させるものとする。
2 略	2 環境性能割の納税義務者が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、当該環境性能割額に相当する現金を納付するものとする。 (1) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条又は第13条の規定による登録の申請を行う場合において、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年香川県条例第1号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、前項の規定による申告書の提出を行う場合 (2) 略
(種別割の証紙徴収の方法) 第89条の2 略	(種別割の証紙徴収の方法) 第89条の2 法第177条の11第3項の規定により証紙徴収の方法により種別割を徴収しようとする場合には、法第177条の13第1項に規定する申告書（第90条第2項及び第3項において「申告書」という。）に証紙の額面金額に相当する金額を証紙代金収納計器で表示せるものとする。

(種別割の徴収の方法の特例)

第89条の3 種別割の納税者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請を行う場合において、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、次条第1項第1号の規定による申告書の提出を行うときは、前条の規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る種別割を施行規則第9条の16に規定する方法により徴収するものとする。

(種別割の徴収の方法の特例)

第89条の3 種別割の納税者が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請を行う場合において、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、次条第1項第1号の規定による申告書の提出を行うときは、前条の規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る種別割を施行規則第9条の16に規定する方法により徴収するものとする。

(特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第3条 特定非営利活動促進法施行条例（平成10年香川県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(情報通信の技術の利用)</p> <p>第23条 法第74条に規定する手続を<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成14年法律第151号）に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合に關し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>2 略</p> <p>(副本の添付等)</p> <p>第24条 略</p>	<p>(情報通信の技術の利用)</p> <p>第23条 法第74条に規定する手續を<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>（平成14年法律第151号）に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合に關し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>2 略</p> <p>(副本の添付等)</p> <p>第24条 法第10条第2項の規定による公衆の縦覧又は法第30条若しくは第56条の規定による閲覧若しくは謄写に供するため、次に掲げる書類のうち規則で定めるものについては、当該書類を提出する際に、その副本又は写し1通を添付しなければならない。</p> <p>(1) 第2条第1項、第5条若しくは第14条第1項の申請書、第2条第8項の補正書又は第3条、第4条第1項若しくは第6条の届出書に添付する書類</p> <p>(2) 第6条の2若しくは第20条の提出書により提出する書類又は法第29</p>

2 前項の規定にかかわらず、同項の規則で定める書類が、当該書類に係る申請書、補正書、届出書又は提出書の提出に併せて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して提出された場合には、その提出された書類の副本又は写し1通が添付されたものとみなす。

条の規定により提出する書類

2 前項の規定にかかわらず、同項の規則で定める書類が、当該書類に係る申請書、補正書、届出書又は提出書の提出に併せて、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して提出された場合には、その提出された書類の副本又は写し1通が添付されたものとみなす。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。